

8. 養護者による高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止法では、高齢者の虐待防止及び適切な支援、虐待を行っている養護者に対する支援について、市が第一義的に責任を持つことを規定しています。

地域包括支援センター等は、高齢者や養護者の情報を「アセスメント要約票」（様式4）に記録し、虐待通報を受けた市は、虐待対応が終結するまで、地域包括支援センターを中心に、様々な関係機関と連携を図りながら対応します。

相談、指導及び助言（高齢者虐待防止法第6条）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

養護者による高齢者虐待に係る通報等（高齢者虐待防止法第7条）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

（1）相談・通報・届出

高齢者虐待に関する相談は、本人・家族・地域住民の他、様々な機関から寄せられます。その際、必ずしも「虐待」という言葉が用いられずに相談が持ち込まれる事も多くあります。

相談を受けた地域包括支援センター、市まるごと福祉課、地域局、その他市の関連部署等（以下「地域包括支援センター等」という。）は、転送することなく取り急ぎ「高齢者虐待相談受付票」（様式1）により、虐待の状況、家族関係などの最低限度の情報を聞き取ります。

明確な情報を得るために、通報者に、地域包括支援センター等には守秘義務があることや通報者を保護すること伝え、あいまいな表現はできるだけ避ける事に留意します。

- ・誰がいつ、どこで、どのように、どうしたか（見たのか、聞いたのか）
- ・本人の氏名、居住地、心身の状況
- ・高齢者と養護者の関係
- ・介護保険サービスの利用状況（担当ケアマネやサービス事業所の確認）
- ・通報者の情報（氏名、連絡先、高齢者や養護者との関係）

（2）虐待対応への流れ

① 情報収集

相談を受けた地域包括支援センター等は、内容を部内に通知するとともに、市の関連部署等で収集できる情報（介護サービスの利用状況等）とケアマネジャー、サービ

ス事業所等からの情報を収集します。同時にセンターでは事実確認のための訪問調査をどのようにするか検討します。

②被虐待者（高齢者）の安全確認と事実確認

高齢者虐待に関する通報等を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他の事実確認のための措置を講ずる必要があります（第9条）。

【何時】 事例によっては直ちに安全の確認や緊急措置入所が必要な場合もあると考えられるので、事例にあった対応を図ることが必要です。また、このような対応は休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに行うことを原則とします。

【誰が】 地域包括支援センターは、事実確認票（様式2）に記載し事実確認を速やかに実施します。事実確認の際は、原則として2名以上で訪問します。（人員構成は、状況に応じてまるごと福祉課、地域局、その他関係部署で構成します）

※多くの市町村では通報を受理した日に事実確認を開始し、翌日には虐待の有無を判断しています。

【どのように】 事実の確認は、以下の方法で行います。

○高齢者や養護者への訪問調査

高齢者虐待の事実の有無を判断すると同時に、高齢者の生命・身体の危険性、緊急性を判断する根拠となるのが、調査で収集した情報となります。

そのため、客観的かつ正確な情報が必要です。あらかじめ、虐待の事実を判断するために必要な情報を定めておき、事実確認調査等で情報を収集する際に、漏れがないようにすることも有効です。

ア) 虐待の種類や程度

イ) 虐待の事実と経過

高齢者虐待について「いつ」、「誰が」、「誰から」、「何を」、「どのような方法で」得られた情報かについて明確に記録し、「虐待が始まった時期」、「虐待の内容とその程度・頻度」、「発生している時間帯」を調査します。

ウ) 高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握

緊急性を判断するうえで、高齢者の健康状態・身体の安全等に関する最新の情報が必要です。また、対応方法を検討するために、高齢者の要介護認定の有無、ADL、認知症状の有無や程度等の情報も必要です。

- ・安全確認・・・関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で高齢者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患等の有無についても通院医療機関介護サービス事業所等、関係機関との連携を図り確認する。
- ・精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、高齢者の様子を記録する。
- ・生活環境・・・高齢者が生活している居室等の生活環境を記録する。

エ) 養護者や同居人に関する情報の把握

養護者から高齢者に対する支援の状況や生活状況などを聴き取ります。場合によっては、養護者の行為を客観的な視点で判断する必要があります。

- ・年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待との関わりなど

○庁内関係部署及び関係機関[市町村内の他部局、介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護保険サービス事業所、民生委員など]からの情報収集

オ) 高齢者と養護者等の関係の把握

- ・法的関係・・・戸籍謄本による法的関係、住民票による居所、同居家族の把握
- ・人間関係・・・高齢者と養護者・家族等の人間関係を全体的に把握

カ) 民生委員、保健センター、介護サービス事業者、医療機関等の関連部署機関からの情報収集

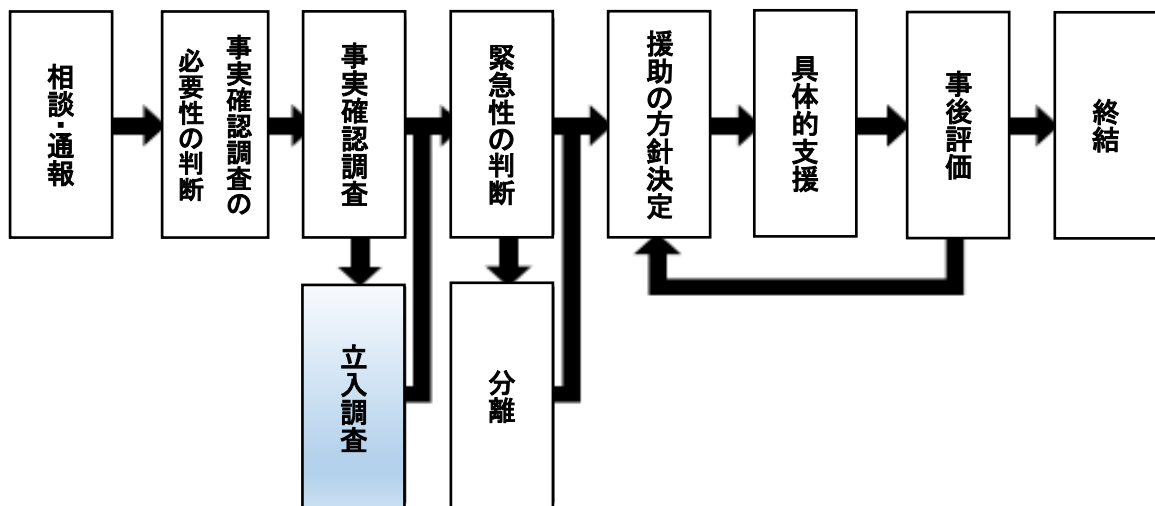
- ・これまでの生活状況、関係機関や諸制度の利用状況、通所・通院先での状況等

※なお、高齢者が重傷を負った場合や高齢者又はその親族が、虐待行為を行っていた養護者等を刑事事件として取扱うことを望んでいる場合などや、過去に刑事事件の経過等が認められた場合には、所管する警察署との情報交換が必要となる場合も考えられます。

(3) 立入調査

○立入調査の概要と法的根拠

立入調査は、他の方法を用いても高齢者の生命・身体の安全が確認できない際に、市町村が権限として実施します。これは高齢者虐待防止法において法律上の規定として明記されており同時に警察署長への援助要請等も規定されています。



○立入調査の要否の判断

一般的に知人・親族・地域関係者等が仲介する形でコンタクトが得られると判断される場合は、その方法を優先する方が相手との摩擦が少なくより効果的です。しかし、それらの方法をとることが困難で養護者等に接近する手立てがなく、かつ当該高齢者の安否が気遣われるような場合には、立入調査権を行使するか否かの決断が必要となります。

ただし、立入調査には次頁のような制約もあることに注意します。

☆立入調査の注意点

- ①養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合は鍵や、ドアを壊して立ち入ることの強制的執行まで認めていない。
- ②正当な理由なく立入調査を拒否した養護者等は、高齢者虐待防止法により罰則規定が設けられているが、あくまで事後的な制裁である。

このような制約があることも十分踏まえた上で、立入調査の要否や方法、あるいは警察等の関係機関への援助依頼に対しては、状況に応じて慎重に判断します。

1. 立入調査の執行手順

立入調査には事前に周知な打ち合わせを行い、様々な事態を想定し、柔軟な対応が出来るよう役割分担を決めておく必要があります。予測される事態に備え、職員の複数対応や、当該高齢者の心身の状態によっては、保健師等の同行など、入院や一時保護の必要性を的確に診断することのできる体制を予め整えておきます。

立入調査に際して警察官の援助が必要と認められる場合には、援助を依頼し事前協議の上、該当する高齢者の安全の確認、必要な場合の速やかな一時保護（やむを得ない事由による措置）を考慮し、立入調査等を実施する必要があります。

2. 立入調査の対応及び判断

立入調査に際しては、身分証明書を携帯する必要があります（「証票」様式3）。

相手には「調査は法律に基づいた行政行為であること」を説明し、調査の目的や確認項目、立入調査の理由を冷静かつ誠意をもって説明することとなります。

立入調査の際の確認項目として、「養護者の態度」「当該高齢者の身体的な外傷や生命の危険の有無及びその程度」「生活環境（室内の様子を確認するため、極めて不衛生・乱雑であるなどの要因があれば写真の撮影など証拠資料としても有効。）」等から総合的に判断をするとともに、当該高齢者に保護の必要性が認められれば一時保護しなければならないことを伝え、保護に踏み切る必要があります。

3. 記録の作成と関係書類の整備

立入調査の執行に関しては、調査に至る経過や実施の決定、調査状況等の事実経過をまとめておく必要があります。

4. 立入調査における機関連携

1) 警察との連携と要請の法的根拠

警察との立入調査等の連携が円滑に行われるためには、日頃の関係づくりが重要となります。管轄の警察署に具体的事例の共有を図るなど、該当者等の状況を伝えておく必要があります。

高齢者虐待防止法第12条において、「市町村長は養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるときは、立入及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し、援助を求めることができる」とされています。

この援助要請は、養護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合や現に当該高齢者が虐待されているおそれがある場合などであって、市町村長等だけでは職務執行を行うことが困難なため、警察官の援助を必要とする場合に求めることができます。

2) 警察への要請判断

当該高齢者の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ、虐待者の妨害や現に当該高齢者が虐待されているおそれがある場合などであって市町村長等のみでは立入調査が困難であると考えられる場合には、警察署長に対し援助を依頼することが必要です。

虐待者の暴力言動が激化し、機関内で対処することが困難と判断したら、速やかに警察に協力を求め対応することが望ましいと考えられます。

3) 警察への要請の方法と留意点

通報があった際の、通報内容の把握、被虐待状況の評価と緊急性の判断、関係機関への調査など当該高齢者の安否確認のための調査や、緊急時のやむを得ない事由による措置、立入調査等は、市町村の権限において実施する市の任務です。

警察官の任務は立入調査において、不測の事態に備えて市町村長等に同行し現場付近で待機するなどの側面的な援助を行うことが考えられますが、必要に応じて警察官職務執行法、刑事訴訟法等に基づき必要な措置を取ることとされています。

4) 立入調査におけるその他関係機関との連携

・福祉事務所生活保護担当

生活保護受給世帯の場合は、状況等を確認するなど、場合によっては同行を依頼します。

・民生児童委員

養護者等家族との関係性次第では、民生児童委員などとの連携も考えられます。

(4) 状況に応じた対応方法

①緊急性が高い場合の対応の方法

傷害事件等の可能性が高いと判断される場合には、情報を整理し、速やかに警察へ協力を依頼します。また、早急に医療的な処置が必要と判断される場合は、救急要請を行います。

なお、被虐待者の身柄の分離が必要と判断される場合は、移転先の施設を確保する等、安全な場所に一時保護します（居室の確保；高齢者虐待防止法第10条）。

「やむを得ない事由による措置」（老人福祉法第10条の4、11条第1項第2号）を適応するかどうかは、市町村の判断になります。

虐待を受けた高齢者の保護・分離について

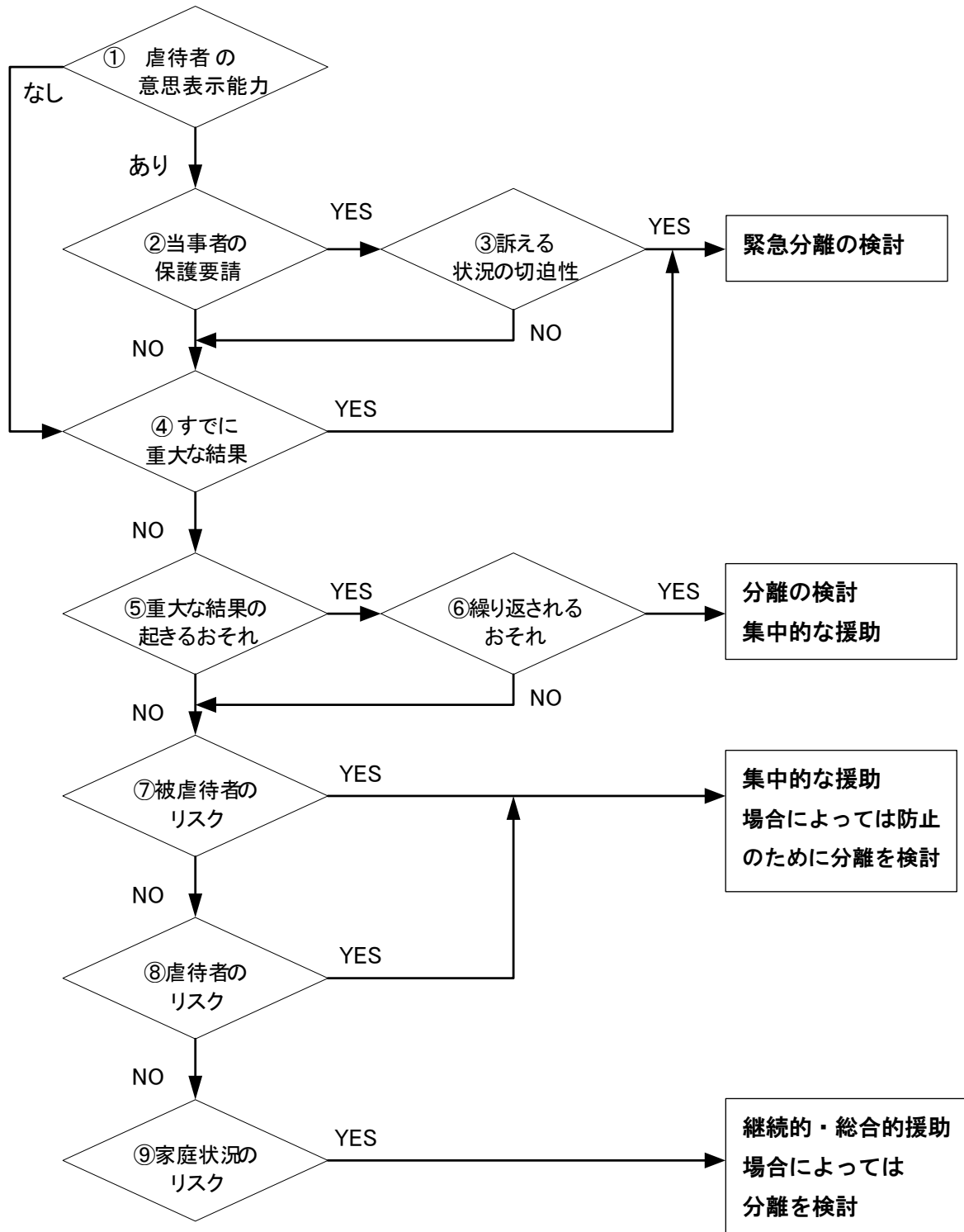
高齢者の生命や身体にかかわる危険性が高い場合は、養護者と高齢者本人を一時的に分離する必要があります。分離することで、高齢者の生命の安全の確保、養護者の精神的安定、支援者にとっては、サービス調整を行ったり、施設入所か在宅生活を継続するか等の方針を検討する時間をとることができるからです。

ただし、緊急保護を目的とする分離は一時的な避難の手段であることを認識し、長期的な視点にたって次の支援方針を決定します。

高齢者の状況が切迫し、放置しておく重大な結果を招くおそれがある場合等、高齢者の自己決定の尊重より「客観的状況から判断される高齢者の安全・安心の確保」を優先させる場合もあります。その際には判断の根拠を明確にしておきます。

高齢者本人の今後についてどの方法が最適なのかを関係者で協議し、本人の希望を考慮して決定する事が重要です。

《一時保護の要否判断フロー図（例）》



分離・集中的援助要否判断の手順

- i ①が「あり」であって、②、③、④のいずれかに該当項目がある場合、緊急分離を検討
- ii ①が「なし」の場合、④である場合、緊急分離を検討
- iii ⑤と⑥に該当項目がある場合、防止の観点から分離を検討、もしくは集中的援助を実施
- iv ②から⑥には該当項目がないが、⑦と⑧のいずれかにある場合、リスク緩和のための集中的援助、場合によっては一時、分離検討
- v ⑨にのみ該当項目がある場合、家族全体への継続的・総合的援助が必要、場合によっては一時、分離を検討

【分離・保護の例】

対応手段	内 容
契約によるサービス利用	<ul style="list-style-type: none"> • 本人の同意や成年後見制度の活用等によって、契約によるサービス利用を行う。 • ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約形態にもっていくなどの工夫が必要。
緊急一時保護	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村が特別養護老人ホームのベッド等を確保して実施する緊急一時保護事業を利用し、一定期間被虐待者を保護する。 • 自費負担による有料老人ホームのショートステイもある。 • 自立している高齢者の女性が、夫から暴力を受けている等の場合は、女性相談センターの一時保護や民間シェルターも利用することができる。
やむを得ない事由による措置	<ul style="list-style-type: none"> • 老人福祉法に基づく市町村の決定事項として、虐待等の理由により契約による介護サービスの利用が著しく困難な 65 歳以上の高齢者について、市町村が職権を以って介護サービスの利用に結びつけるもの。 • 家族分離の効果があるサービスの種類としては、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護等がある。
養護老人ホーム入所	<ul style="list-style-type: none"> • 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人を入所させる施設。
軽費老人ホーム入所	<ul style="list-style-type: none"> • 老人福祉法に規定される老人福祉施設で、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設。
公営住宅入居	<ul style="list-style-type: none"> • 公営住宅は原則として、同居親族があることが入居の条件だが、DV 等の虐待被害者や知的障害者、精神障害者、身体障害者など、「特に居住の安定を図る必要がある者」には、単身での入居が認められる。 • 高齢者の場合、介護保険サービス等を利用することで在宅生活を送ることが可能な場合は、単身でも入居可能。
保護命令	<ul style="list-style-type: none"> • 配偶者からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振るった配偶者に対し発する命令。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条、第29条）。

②介入が困難な場合や状況が適正に認識されていない場合の対応

本人や養護者がSOSを出さない場合や、状況が正しく認識されていないため、介入

が拒否されたり、適正な医療受診につながらない場合などがあります。

高齢者本人や家族の思い、また親族や近隣住民など調査時に入手した情報を活用するとともに、信頼関係のある者や支援者からの働きかけなど、多面的な対応を考慮します。

(5) 虐待の事実認定

① 虐待の事実認定の概要

市は、虐待の相談・通報に対し、事実確認のための調査等を実施し、虐待の事実の有無及び緊急性、深刻度、当面の対応方法を判断します。

虐待の事実認定は、以後の市の権限行使の根拠となるため、市としての判断が必要です。

ただし、虐待の認定がない高齢者であったとしても、必要な高齢者に対しては、支援を検討する必要があります。

★虐待の事実認定のポイント

- ・虐待の事実の有無は、養護者及び高齢者の虐待に対する自覚の有無は問わない。
- ・高齢者虐待防止法の条文、厚生労働省マニュアル、日本社会福祉士会手引き等にあてはまらない場合でも、高齢者の権利が侵害されていると判断できる場合は、「虐待」として広く捉える場合がある。
- ・虐待事実の有無は、組織的に判断し、判断根拠を記録として残す。

② ケース会議

○虐待の事実認定は、市が開催するケース会議で行います。

市として的高齢者虐待対応における意思決定を行う会議になります。

○ケース会議の出席者

会議の出席者は、市の地域包括支援センター管理職・職員、高齢者虐待担当部署の管理職・職員です。

地域包括支援センター(所長・管理者・担当者)、まるごと福祉課課長、まるごと福祉課担当係(係長・担当者)、地域局市民サービス課(課長・担当者)

検討する事例により、市の他部署(生活保護担当課、障がい福祉担当課、介護保険担当課等)の職員や、専門家(医師、弁護士、社会福祉士等)に助言を求め、出席を依頼することもできます。なお、公平・中立性を保つため、介護保険事業者や民生委員に会議の同席を依頼することは望ましくありません。

また、個別ケースについて検討する場合においては、高齢者の具体的な支援の内容や役割分担を決定するため、福祉事務所長や市の上位関係者に出席を依頼し、情報提供や助言を求める場合があります。

虐待の事実認定とともに、緊急性及び深刻度の判断を行い、それにともない、市の権限行使のため、速やかに意思決定を行う必要がある場合もありますので、市の担当部署の管理職の出席が必要です。

○ケース会議の開催時期

会議は、事実確認調査で得られた情報や相談・通報内容に基づき、緊急性を判断し、緊急性が高いと判断される事例については、早急に開催します。

○資料の準備

地域包括支援センターは、高齢者や養護者の情報を「アセスメント要約票」（様式4）に記載し発生要因の整理や課題をまとめ、その資料を基に、虐待の有無と緊急性及び深刻度の判断を行い、当面の対応方針を検討します。

○検討内容

検討内容は、虐待の認定、緊急性及び深刻度の判断、対応方針の決定、要因・課題の整理、対応策の役割分担と期限の設定などです。虐待の事実認定は、責任をもって市が行います（様式5「高齢者虐待対応ケース会議 会議録・計画書」）。

i 虐待の事実認定

情報の内容により、虐待の事実の有無の判断を行う。

情報の内容	虐待の事実の有無の判断
<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者の権利を侵害する事実の情報があった・ 虐待が疑われる事実の情報があった	虐待の事実を認定
<ul style="list-style-type: none">・ 一般的に考えられる事実調査を行ったが、高齢者の権利を侵害する事実の情報はない・ 虐待が疑われる事実の情報はない	虐待の事実はなかったと判断
<ul style="list-style-type: none">・ 事実確認調査を行ったが、情報が十分でなく、通報内容や権利を侵害する事実が確認できず、事実を判断することができない	事実確認調査等を継続し、後日再度会議を開催する

ii 緊急性の判断

虐待の事実が認定された場合、高齢者の生命・身体の危険性と緊急性を判断します。

iii 深刻度の判断

被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示します。虐待による被害の程度とともに、虐待行為の反復性や継続期間等も勘案し、虐待事案の早期発見ができているかどうか（発見までの時間、被害の程度）の評価を行うことを目的とします。

iv 当面の対応

緊急性及び深刻度を判断後、分離保護の必要性や他の支援の内容について検討します。

v 調査の継続（立入調査）の必要性、調査の内容

虐待の事実の有無を判断することができないとした場合、判断に必要な情報の内容を検討し、だれが、いつまでに調査を実施するのかを明確にし、次回の会議の日程を検討します。

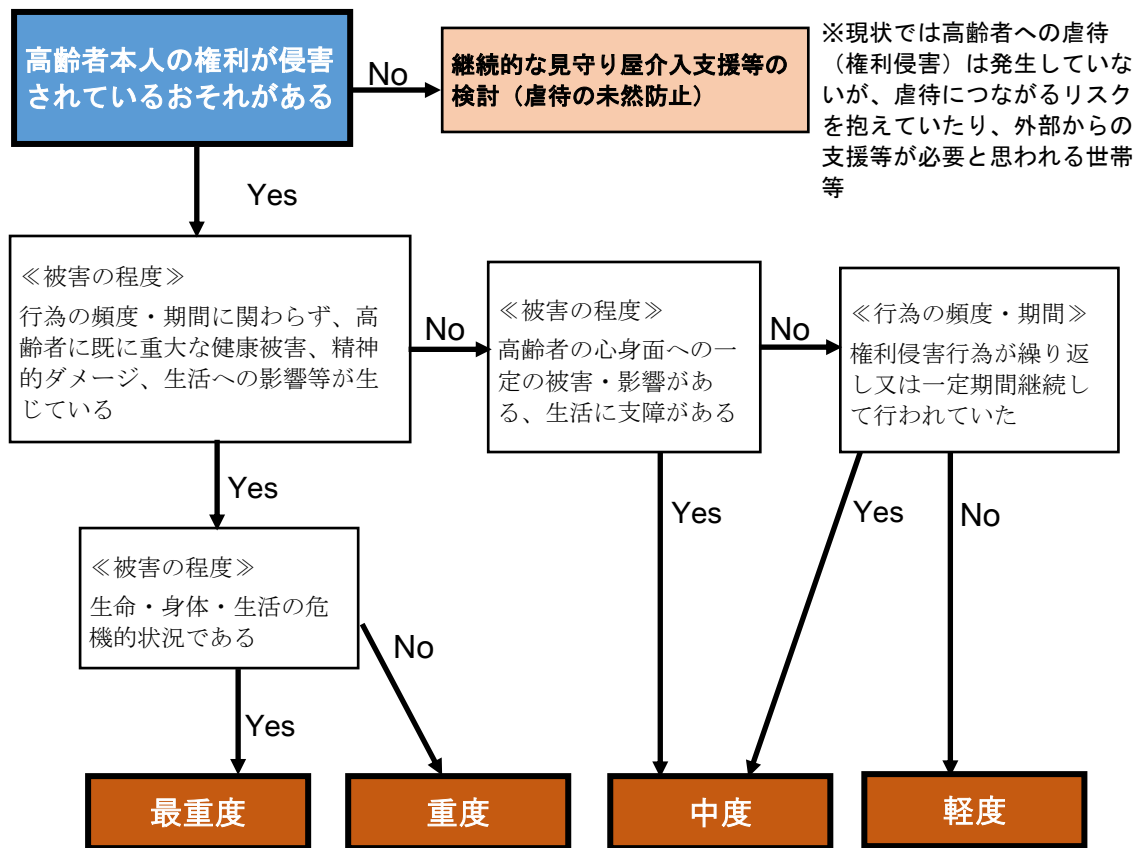
なお、虐待の事実が判断できない場合でも、想定される危険性を考慮し、必要に応じて、緊急時の対応や連絡先などについて、検討します。

vi 対応の役割分担

対応については、高齢者の支援と養護者の支援を誰がおこなうのか、また、より具体的な支援を検討するための会議に、誰の出席を求めるかなどについて検討します。また、対応に際し、想定される危険性とその対応などについて検討します。

《養護者による高齢者虐待における虐待の深刻度計測フロー》

虐待の深刻度は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示す下記4区分の指標です。虐待行為の反復性や継続期間等も勘案して判断します。これは、虐待事案の早期発見ができていようかどうか（発見までの時間、被害の程度）の評価を行うことを目的としたものです。また、深刻度の判断は、相談・通報受理～事実確認後の段階で、複数名で行うことが適切です。



参考 《養護者による高齢者虐待における虐待の深刻度区分と考え方》

	最重度	重度以上	中度以上	軽度以上
区分の考え方	高齢者の生命が危険に晒されている、心身や生活が危機的状況にある	重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身に一定の被害・影響や、生活面で支障が生じている	高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている
身体	生命の危険、重大な後遺症が残るおそれのある行為（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首締め、揺さぶり、拘束、服薬等）	重大な健康被害（生命の危険はない程度の骨折、裂傷、火傷等）	打撲痕、擦過傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、行動を制限する行為が繰り返し行われる	威嚇的な行為、乱暴な対応や扱い、強制的な行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある
放棄	重篤な健康問題が生じている（重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等）、戸外に放置等	健康問題が生じている（軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等）、救急搬送を繰り返す、極めて不衛生な状態等	食事、排泄、入浴など必要なケアが受けられない状況が一定期間継続、必要な医療・介護サービスの拒否・利用制限等	一時的に食事、排泄、入浴などのケアが不十分な状態、高齢者の状態にあったケアがなされていない
心理	著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え	生命や身体に危険を感じる威嚇や脅迫的行為（刃物等での脅し、自殺強要等）がある、高齢者本人から恐怖の訴え	暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返され、高齢者の自己効力感が低下している	高齢者の意思を無視した行為、侮辱、暴言等がある
性的	望まない性行為、性感染症に至る、等	アダルトビデオ視聴など、わいせつな行為を強要される、性的な写真や動画の撮影、等	性的な言葉がけ、接触、態度、強制的行為などが繰り返されている	性的な言葉がけや態度、強制的な行為など、高齢者が恥ずかしさや苦痛、不快感を感じる行為がある
経済	年金等の搾取等により収入源が途絶え、食事が摂れない、電気ガス水道が止められる、病院や入所施設等から退去させられる、財産の無断売却等	年金等の搾取等により、医療や介護サービス、家賃、光熱水費等の支払が滞ったり、必要なお金が使えない、借金（負債）を背負われる等	生活費や年金等の搾取が繰り返されている、金の無心等	本人の了承なく、年金や預金、財産等を管理されている、生活費や年金・預金、財産等を使われる等

【参考】ケース会議での協議の流れ

【事実確認の結果を基にした情報の整理】

- ・ 高齢者の安全（心身の状態や判断能力、生活状況等）の確認と整理
- ・ 虐待が疑われている事実や、高齢者の権利を侵害する時の有無の確認と整

【Ⅰ.虐待の有無の判断】

- ・ 虐待が疑われる事実が確認された場合
- ・ 高齢者の権利を侵害する事実等が確認された場合
⇒「虐待あり」と判断し、「Ⅱ.緊急性の判断」を行うとともに対応方針を決定する
「Ⅱ.緊急性の判断」へ
- ・ 虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が確認されなかった場合
⇒「虐待なし」と判断し、権利擁護対応等に移行
- ・ 収集した情報が十分でなく、虐待が疑われる事実や高齢者の権利を侵害する事実が確認できていないため、虐待の有無が判断できない場合
⇒期限を区切り、事実確認を継続

初回相談の内容から当該高齢者の生命や身体に危険があると考えられるが、介入拒否等に遭い、高齢者の安全確認ができない場合は、「立入調査の要否の検討」へ

【Ⅱ.緊急性及び深刻度の判断】

- ・ 高齢者が、重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等により、入院や通院が必要な状態にある場合
- ・ 状況が切迫しており、高齢者や養護者から保護の訴えがある場合
- ・ 暴力や脅しが日常的に行われている場合
- ・ 今後重大な結果が生じる、または繰り返される可能性が高い場合
- ・ 虐待につながる家庭状況、リスク要因がある場合
⇒【緊急対応による分離保護の検討・実施】へ
- ・ 適切なサービスの導入によって、養護者の介護負担が軽減されることが明らかな場合
- ・ 高齢者の判断能力が低下しているため、適切な財産管理ができていない場合
(財産や資産が搾取されていて、同居継続により被害がさらに大きくなる恐れが高い)
- ・ 経済的に困窮していて、サービス等の活用ができていない場合
⇒【適切なサービス等の導入の検討】へ
- ・ さまざまな工夫をこらした上で、なおも高齢者の生命や、身体の安全を確保できない場合
⇒【立入調査の要否の検討】
- ・ 虐待事案の早期発見ができていないか評価するため、虐待被害の程度を判断します。

必要となる対応

- ・ 権利擁護対応(虐待を除く)に移行
- ・ 包括的、継続的ケアマネジメント支援に移行
- ・ 関係機関窓口への引継ぎ

【事実確認を継続】

- ・ 虐待の有無の判断が可能となる情報、その他高齢者や養護者に関する必要な情報を確認し、対応方針で情報収集の役割分担、期限、収集方法を定める

【緊急対応による分離保護の検討・実施】

- ・ 入院治療の必要性を検討する
- ・ 治療の必要性が高い場合、医療機関を受診し医師の指示を仰ぐ
- ・ 入院治療の必要性が低い場合、分離保護を検討する

【適切なサービス等の導入の検討】

- ・ 治療が必要にもかかわらず、医療機関を受診していない場合は、受信に向けた支援の実施
- ・ 介護保険サービスの利用可能の検討、または利用状況の確認
- ・ 成年後見制度または日常生活自立支援事業活用の検討
- ・ 生活保護の相談・申請、各種減免手続き等の検討

【立入調査の要否の検討】

- ・ さまざまな工夫をこらした上で、なおも高齢者の生命や、身体の安全を確保できない場合には、立入調査の要否を検討

○具体的対応の実施

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高い場合や放置すると重大な結果を招くおそれがある場合は、やむを得ない措置等を活用し迅速かつ積極的に分離保護の措置を講じます。

【緊急性が高いと判断できる状況】

- 1 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
 - ・ 骨折、頭蓋内出血、重症の火傷などの深刻な状況
 - ・ 極端な栄養不良、脱水症状
 - ・ 「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況
 - ・ 刃物、食器等を使った暴力や脅しがあり、エスカレートするおそれがある
- 2 本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある
 - ・ 虐待を理由として本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている
 - ・ 家族の間で虐待の連鎖が起っている
- 3 虐待が恒常化しており、改善の見込みがない
 - ・ 虐待が恒常的におこなわれているが、虐待の自覚や改善意欲がない
 - ・ 虐待者の人格や生活態度のかたよりによる社会不適応行動が強く、介入そのものが困難で改善が望めそうもない
- 4 虐待者本人が保護を求めている
 - ・ 高齢者本人が明確に保護を求めている

③事後評価（モニタリング）

ケース会議の検討結果と対応が決まったら、同時に対応状況の評価時期を設定します。評価の際には、高齢者・養護者への支援により虐待の状況が改善しているかどうかや、新たな問題の発生の有無等について確認し、その後の支援について報告・検討・調整します。

検討にあたっては、関係機関として21頁に記載した各関係機関から本人の情報を収集するなど、幅広い視点で状況を調べておきます。

このように援助の方針を決定し、具体的な援助を行い、事後評価する作業をくりかえして、状況の改善を図ります。

④終結

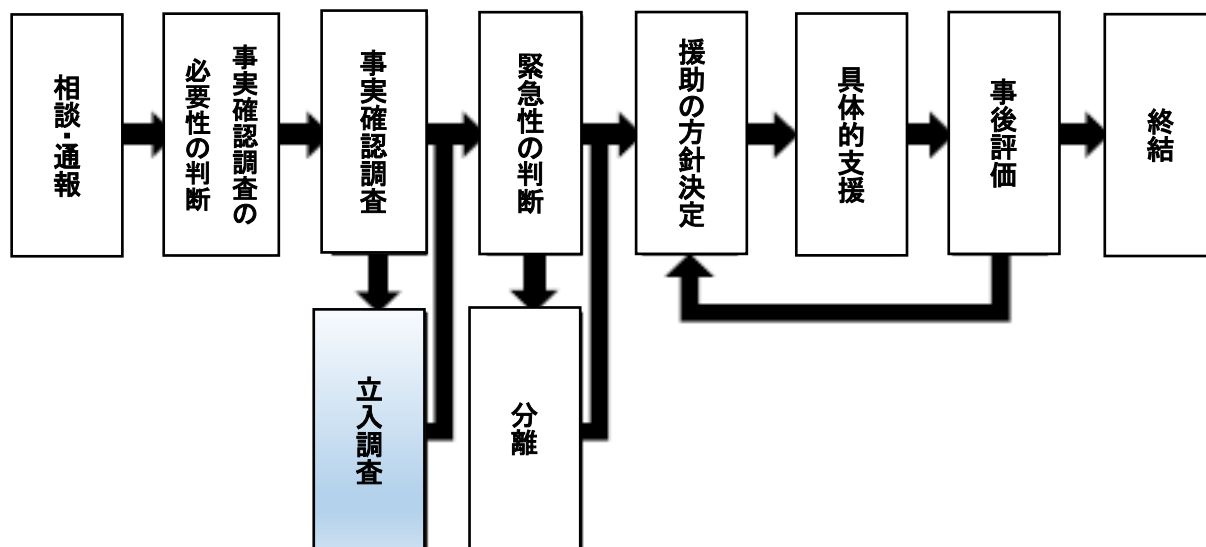
高齢者虐待の対応は、必ず終結を迎えなければなりません。

終結については、ケース会議のメンバーが、関係者・機関と連携を取り状況を把握しながら、客観的に評価し判断します。終結の判断には「虐待が解消されたこと」と「高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったこと」を確認する必要があり、「高齢者虐待対応評価会議記録票」（様式6）に記載し評価します。

終結と判断された後は、総合相談支援または包括的・継続的ケアマネジメント支援として、支援を継続していきます。

(6)「やむを得ない事由による措置」について

市は相談内容や事実確認によって、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図る必要があると判断した場合、老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）、第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護受諾者への養護委託）に基づき、やむをえない事由による措置を講じる場合があります。



やむを得ない事由による措置を実施するうえでのポイント

- 市町村が、高齢者虐待等の理由により、介護サービスの利用が著しく困難な65歳以上の高齢者を、介護サービスの利用につなげる
- 老人福祉法に基づく介護サービスに限り、介護サービスを利用することができる。
- 高齢者の身体の安全を優先として、措置を検討する。
- 本人の同意があれば、養護者が反対していても、措置することができる。

① 「やむを得ない事由による措置」とは

サービス利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などにおいて、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、適切に「やむを得ない事由による措置」の適用を行う必要があります。

高齢者虐待防止法 第9条2（通報を受けた場合の措置）

市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条の第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）、第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託）の措置を講じることが規定されています。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市町村長が職権により介護保険サービスを利用させることができるというもので、利用できるサービスは以下のとおりです。

<input type="checkbox"/> 訪問介護・通所介護	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護	<input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム
<input type="checkbox"/> 短期入所生活介護	<input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	

老人福祉法に規定する「やむを得ない事由」に該当するかについては、老人福祉法施行令に規定されています（特別養護老人ホームを除く）。

- ①65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由（※）により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
（※）政令に定める「やむを得ない事由」とは事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指します。
- ②65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者とその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合（※平成18年に老人福祉法施行令を改正）

高齢者虐待のケースでは、次頁アに該当するケースとして措置が行われることが中心であると考えられますが、次のイの規定を追加したことにより、老人福祉法に基づく措置は、要介護者又は要介護認定を受けうる者のみならず、例えば、高齢者虐待により一時的に心身の状況に悪化を来たしてはいるものの、要介護認定を受けうるかどうか判断できない高齢者についても、保護・分離が必要となる場合には適用できることを明確にしました。なお、政令に委任していない特別養護老人ホームへの措置についても同趣旨であると解されます。

②「やむを得ない事由による措置」の適切な運用

以下の項目に配慮して適切に運用することが求められています。

- 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、当該高齢者の保護を図るため必要がある場合に措置を行う。
- 措置の際、虐待者の同意は必要とせず、措置先は虐待者に伝える必要は無い。
- 本人の同意は事実上必要だが、判断能力が不十分な場合は措置が可能である。
- 本人が費用負担できない場合でも措置が可能である。

「やむを得ない事由」の例としては、次のことが想定されます。

- 高齢者本人が家族等の虐待または無視を受け、安全な生活が著しく困難な状況であると判断される場合
 - 認知症やその他の疾病等の理由により、高齢者本人の意志決定能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がないもしくは支援を受けられない場合
- 上記による虐待が認められる状況につき、介護保険サービスを受けられない高齢者に対しては、以下のサービスが提供できます。
- 介護保険法に規定する居宅サービス
 - 特別養護老人ホームへの入所
 - その他必要な便宜を供与すること

※要介護認定がされていない場合については、一旦の保護を優先し、その間に要介護認定を実施します。同時に成年後見制度等の手続きを行い、介護サービスの契約を行います。

③手続き上の留意点

ア) やむを得ない事由による措置の判断について

やむを得ない事由による措置を実施するかどうかは、調査等による高齢者自身の状況や養護者等へのアプローチにより総合的に判断する必要があります。実施判断については、ケース会議等を通じた決定や、外部との連携も含めて客観的な判断をする必要があります。担当者個人の判断ではなく、組織として対応することになります。

また、特別養護老人ホームに係る入所判定については、介護認定審査会における要介護認定を基本とし、「入所判定委員会」に置き換えることができることとされています。やむを得ない事由による措置の実施判断から入所決定に至る場合は、経過について、できる限り詳細な記録を残しておきます。

イ) やむを得ない事由による措置の種類

○養護老人ホームへの入所措置（老人福祉法第11条第1項第1号）

介護認定の有無や要介護度は直接関係ありません。措置入所には、A「環境上の理由（健康状態、家族や住居の状況など在宅において生活することが困難であること）」とB「経済的理由（生活保護世帯、非課税世帯など経済的に困窮していること）」の両方に該当する必要があります。

○やむを得ない事由による措置（老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号）

やむを得ない事由により、契約によって必要な介護サービスの提供を受けることができない高齢者に対して、市長が職権で介護サービスの利用に結びつける制度です。

※横手市福祉事務所長に対する事務委任の規定

これら「やむを得ない事由による措置」については、横手市福祉事務所長に対する事務委任に関する規則（平成24年4月1日横手市規則第17条）が定められている。

第6条「地方自治法に基づく委任事務に関する定め」第1項第24号から第28の規定により、老人福祉法第5条の4、老人福祉法第10条の4第1項、老人福祉法第11条、の規定は横手市福祉事務所長に事務委任されている。

ウ) やむを得ない事由による措置の実施手続き

市は「やむを得ない事由」によって契約による介護サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、職権により施設入所等の介護サービスの利用に結び付けることができます。

実施の判断は、まるごと福祉課管理職が出席するケース会議で行います。

エ) やむを得ない事由による措置の実施主体について

老人福祉法第5条の4の規定により、65歳以上の者（65歳未満の者が必要があると認められるものを含む）又はその養護者に対する福祉の措置は、居住地の市町村が行うものとされており、A市に居住はしているが、住民票はA市にない場合においても、住民票の有無に関係なく、A市がやむを得ない事由による措置を行うこととなります。その後、A市が転入届を受け、又は職権により本人の住民票を作成し、要介護認定を行い、契約による介護保険サービスの利用へと切り替えることとなります。

居 住 地		実 施 者
居住地のある高齢者		居住地を管轄する市町村
居住地がない又は居住地が不明な高齢者		現在の所在地を管轄する市町村
老人福祉法第11条による措置により養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所している高齢者	入所前に居住地のある高齢者	入所前の居住地の市町村
	入所前に居住地がない又は居住地が不明な高齢者	入所前の所在地の市町村
上記施設を除く社会福祉施設又は病院等に入院していた高齢者で、入所前に居住地がない又は居住地が不明な高齢者もしくは入所後に帰来先がない高齢者		当該施設の所在地の市町村

オ) やむを得ない事由による措置の費用負担について

やむを得ない事由による措置の費用は、各市町村の要綱、要領や施行細則等により、老人福祉法による措置に関する取り決めがありますので、それらを確認したうえで対応します。

状 況		支払い対象
要介護認定が間に合わず介護保険を利用した場合		市町村全額（介護保険法に移行する間）
介護保険を利用した場合		介護保険7～9割＋市町村 （利用者には負担能力に応じて徴収）
生活保護世帯の場合	介護保険利用	介護保険9割＋市町村
	介護保険外	市町村全額
要介護認定について、介護保険の対象外だった場合		市町村全額 ※やむを得ない措置に該当しないため

なお、措置に関する介護費は、要介護認定の結果に基づき、要介護度に応じた介護報酬の利用者負担相当を除く部分は介護保険給付が行われます。

また、利用者負担相当分について、高額介護サービス費の適用後、本人の負担能力を考慮したうえで、本人に請求します。

○介護保険を利用できる場合

一般的なやむを得ない事由による措置	本人負担	保険給付
	1～3割	7～9割
高額介護サービス費の適用がある場合	本人負担 + 措置費 = 1～3割	
	高額介護サービス費適用後本人負担分	保険給付 7～9割
生活保護相当の場合	※本人負担なし	
	措置費	保険給付 9割

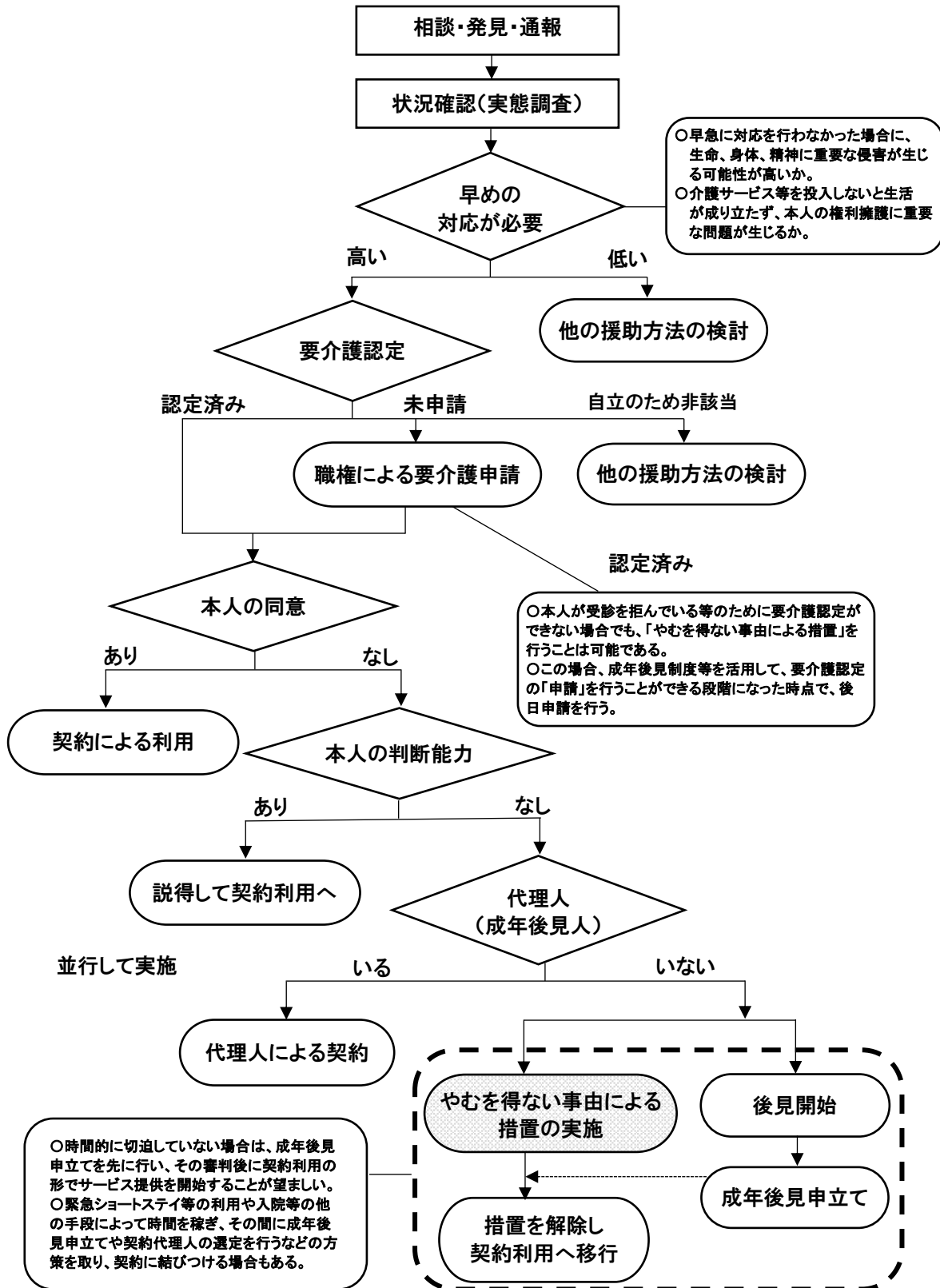
※介護保険を利用できない場合は、介護保険相当額の7割を措置費として考えます。

○介護保険を利用できない場合

一般的なやむを得ない事由による措置	本人負担	措置費
	1～3割	7～9割
高額介護サービス費の適用がある場合	本人負担 + 措置費 = 1～3割	
	高額介護サービス費適用後本人負担分	措置費 7～9割
生活保護相当の場合	※本人負担なし	
	全額措置費	

《「やむを得ない事由による措置」活用の検討フロー》

やむを得ない事由による措置は、高齢者虐待防止法の第9条第2項により、「養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者」を対象としており、次のようなフローでその必要性を検討します。ただし、高齢者の生命又は身体の安全を第一に考えますので、高齢者の判断能力等について、柔軟な対応が必要な場合もあります



カ) やむを得ない事由による措置を実施した後の支援

やむを得ない事由による措置はあくまでも高齢者の生命や身体の安全または財産を確保するための一時的なものです。高齢者を保護した後、介護サービスの導入や成年後見の申立支援、精神的なケアを行うとともに、養護者に対しても必要に応じて精神的な支援や生活支援を行うことが必要になります。

また、養護者による連れ戻し等への対応のため担当部署（まるごと福祉課）、施設、地域包括支援センターの連携が必要となります。

キ) やむを得ない事由による措置の解除の判断と契約への移行

やむを得ない事由が解消した時点で、措置は解除することになります。やむを得ない事由による措置の解除の判断はケース会議で行います。

【具体的な例】

- 養護者等の生活状況が改善して、虐待が解消したこと
- 介護保険サービスの利用が可能になったこと
- 成年後見制度の利用により後見人等による要介護認定の申請や介護保険サービスの利用等の契約が可能になったこと

ただし、高齢者が自宅で生活を再開した場合でも、自宅に戻ってからの一定期間は関係機関等による高齢者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられます。

特に養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置の解除の場合、その後の居所の確保について検討する必要があります。

(7) 「やむを得ない事由による措置」を実施した場合の面会制限

高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」を実施した場合、市長や養介護施設の施設長は、高齢者虐待の防止及び高齢者の保護の観点から養護者と高齢者との面会を制限することが出来ます。（第13条）

①面会制限の手順

- 1) 養護者から高齢者への面会の申し出があった場合には、地域包括支援センターまたはまるごと福祉課の職員が、高齢者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうか見極めます。
- 2) ケース会議にて面会の可否を判断します。高齢者の安全を最優先して決定します。面会制限が必要と判断した場合には、制限する時間、見直しの時期を定めておきます。
- 3) 施設側の対応
高齢者虐待防止法では、「養介護施設の長も面会を制限することができる」とありますが、その際は事前に市の担当部署（まるごと福祉課・地域包括支援センター）と協議する必要があります。
施設に養護者から直接面会の要望があった場合の施設職員の基本的な対応としては、養護者に対し、市に連絡し判断を求める旨を伝え、施設単独での判断

を避けるようにします。

また、高齢者や他の入所者に対して暴力をふるったり、物を壊したりする（または予測される）場合に備え、施設は市担当部署と常に緊密に連携し、養護者が施設に現れた時点で市の担当部署に連絡を入れる、警察に事前に連絡を入れる等の対応を協議しておく事が不可欠です。

（８）成年後見制度の活用

①法的根拠と法の解説

高齢者が認知症等で判断能力が低下している場合の対応手段として、成年後見制度を活用することは有効といえます。高齢者虐待防止法でも適切に老人福祉法第32条に基づいて市長による成年後見制度利用開始の審判請求を行うことが規定されています。（第9条第2項、第27条第2項）

②成年後見制度活用の判断

高齢者虐待において成年後見制度を活用する具体的な場面としては、以下のような状況が想定できます。

【参考】成年後見制度を活用することが想定される状況

- ・ 経済的虐待等の場面で、高齢者の生活（医療・介護）のための年金等、収入・資産を確保する必要がある場合
- ・ 介護・世話の放棄・放任や介入拒否の場面で、介護保険サービスの利用等生活上必要な契約等の判断に関して、高齢者に代わって高齢者の利益のために判断することで、養護者の意思を遮断することができる場合
- ・ やむを得ない事由による措置から契約に切り替える場合
- ・ 経済的虐待によって奪われた財産の回復を図る場合 など

③成年後見制度活用の実施手順

成年後見制度の活用が必要と判断した場合、速やかに「成年後見支援センター」（まるごと福祉課内設置）へ相談します。また、緊急性が高く、申立て手続き中に財産が使われてしまう可能性が高い場合は、家庭裁判所に対し「審判前の保全処分」が不利益行為を行った時に取消権を行使できるようにする等の手段が有効です。